





令和2年 第1回 尾三衛生組合議会 臨時会  
議事の経過

(開会午後5時30分)

岸書記

ご起立をお願いいたします。  
一同、礼。  
ご着席ください。

加藤議長

令和2年第1回尾三衛生組合議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。  
議員の皆様には、公私ともご多忙のところ、また、このような定刻外にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。  
本臨時会に提案されております案件は、管理者提出議案3件であります。  
議員の皆様には、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別なご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。  
管理者招集挨拶、井俣管理者。

井俣管理者

令和2年第1回尾三衛生組合議会臨時会の開会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。  
議員の皆様方におかれましては、各市町議会の大変お忙しい中、ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。  
さて、本日の臨時会に上程させていただきます議案は、「尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、「令和2年度尾三衛生組合一般会計補正予算(第1号)」及び「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」の3議案でございます。  
どうか慎重かつスピーディーにご審議を賜りまして、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。  
よろしくをお願いいたします。

加藤議長

ありがとうございました。  
ただいまの出席議員は、12名であります。  
定足数に達しておりますので、令和2年第1回尾三衛生組合議会臨時会を開会いたします。  
本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第61条の規定に基づき、12番、熊田彰夫議員、1番、山田久美議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし。」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を議題とします。

監査委員から、例月出納検査につきまして、令和2年9月及び10月分の一般会計、基金等の関係諸帳簿は、出納取扱金融機関提出の預金現在高証書と符合しており、正確であると報告がありました。

また、11月に実施した定期監査においても、歳入歳出状況及び収納に関する事務処理状況、組合組織・職員状況、並びに財産管理状況等に問題ないと報告をいただいております。

次に、議会運営委員長より先日行われました議会運営委員会の協議内容の報告を求めます。

山田久美議会運営委員長。

議長よりご指名がありましたので、2件の議会運営委員会についてご報告を申し上げます。

1件目の報告は、11月16日午後1時半に開催しました、本臨時会の日程変更の協議結果についてご報告を申し上げます。

協議内容については、「尾三衛生組合職員の給与に関する条例」を改正することについて、国の「一般職の職員の給与に関する法律」の改正法案の成立時期との関係により、議会執行部から本臨時会の会議時間外での開会の申出を受け、議会運営委員会で協議し議長に承認をいただきましたので、本臨時会の開会日時を、会議時間外の11月30日午後5時半から開会することといたしました。

2件目の報告は、11月26日午後1時より開催しました、本会議における議会運営の協議結果についてご報告を申し上げます。

付議された議案につきましては、「尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、「令和2年度尾三衛生組合一般会計補正予算(第1号)」、

山田委員長

「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同規約の変更について」の3議案でございます。

なお、3議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

議案質疑につきましては、1名の議員より通告がありました。

議案質疑の取扱いについては、同一議員につき、同一の議題について質疑回数は2回、質疑時間は1議案につき15分以内、以上の確認をいたしました。

以上で、議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第6号「尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

議案第6号「尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」でございます。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、一般職の職員の期末手当の支給割合を改正する必要があるからです。

改正内容といたしましては、第1条関係は、令和2年12月に支給する期末手当の支給割合を、100分の130から100分の125に改めるものでございます。

次に、第2条関係は、期末手当の6月及び12月の支給割合を100分の125から100分の127.5に改めるものでございます。

施行期日といたしましては、第1条の規定は公布の日から施行すること、第2条の規定は令和3年4月1日から施行することとでございます。

以上です。

加藤議長

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

3番、坂林たくみ議員。

坂林議員

3番、坂林たくみ。質疑をいたします。

一般職の期末手当削減についてです。

新型コロナウイルス感染症への対応に厳しい体制のもとで職員が奮闘してい

るとき、期末手当を減らすのはいかがなものでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

本改正については、従前と同様に人事院勧告に基づく国の改定に準拠するものであり、社会一般の情勢を踏まえた適正な給与改定と捉えております。

加藤議長

3番、坂林たくみ議員。

坂林議員

適正なものとお考えとのご答弁がありました。2点目について伺います。新型コロナウイルス感染症対策として行政による自粛要請が行われました。また、所得補償が不十分という指摘もあります。これらの行政が民間賃金を押し下げた影響は議案にどう考慮されていますか。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

組合ではこれまでも、人事院勧告に準じ改定を行ってきております。

人事院勧告において、特別給は、前年8月から当年7月までの直近1年間の民間の支給実績を調査し、得られた較差を埋めることを基本に行われており、今回においては、期末手当の月数の引下げが勧告されたものであり、民間の水準に準拠して定められた勧告内容を踏まえた適正な給与改定と捉えております。

加藤議長

これにて、3番、坂林たくみ議員の議案質疑を終わります。  
以上で通告による質疑は終わりましたので、これより討論・採決に入ります。  
議案第6号「尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、  
反対討論を許します。

坂林議員

はい。

加藤議長

3番、坂林たくみ議員。

坂林議員

3番、坂林たくみ。反対の立場で討論いたします。  
この条例案は、人事院勧告に基づき一般職の期末手当を0.05か月減らす  
ものです。

2点述べます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症が広がるもと、住民の命と暮らしを守るため献身的に働いている一般職員に対する冷たい仕打ちです。

2点目は、今回の人事院勧告は、新型コロナウイルス感染症が広がるもとで民間労働者の賃金が政府による自粛要請と不十分な補償によって引き下げられたものであることや、感染症への対応で職員の労働がどのような状況になっているかを考慮しておらず、国家公務員の労働基本権制約に対する代償措置としての人事院勧告の役割が果たされているとは言えないからです。

これに準じて期末手当を削減することは不適切だと考えます。

以上です。

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

山田議員

はい。

加藤議長

1番、山田久美議員。

山田議員

1番、山田久美。

議案第6号、賛成の立場から討論を行います。

この条例は人事院勧告に基づくものでありまして、労働基本権制約の代償措置として、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡するということであります。ですので、これは上がる時もあるれば下がる時もあるということですね。

本来であれば、私は職員の期末手当や給料などが引き下げられるということには賛成をしかねるのですが、今回、新型コロナウイルス感染拡大によって大変多くの民間企業の経営が圧迫されました。さらに、会社規模の縮小や倒産などにも追い込まれ、また、大幅なリストラにより職を失う方などや、ボーナスも出せないというところも出てきております。本当に大変厳しい状況に陥っております。

尾三衛生組合職員の方たちがコロナ禍においては大変な労働状態にあったことは承知しております。しかし、公務員の給与は市場原理による決定が困難であり、その時々々の経済・雇用情勢を反映して決定される民間給与に準拠するとの原則から、今年度も、約1万2,000の民間事業所、43万人の個人給与を実施調査し、4月分給与を官民比較して決定されたものであることから、今回の条例に対しては妥当だと判断いたしましたので、賛成といたします。

加藤議長

次に、反対討論を許します。

賛成討論を許します。

ほかにございせんか。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第6号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第7号「令和2年度尾三衛生組合一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

議案第7号「令和2年度尾三衛生組合一般会計補正予算(第1号)」について説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,784万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億10万9,000円に定めるものであります。

8・9ページをお願いします。

歳入です。

款4財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、組合所有の基金利子を合わせて34万4,000円増額するものでございます。

款5繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、107万2,000円を減額するものでございます。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、令和元年度の決算剰余金8,856万9,000円を増額するものでございます。

10・11ページをお願いします。

歳出です。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節8旅費は、25万円の減額です。

節13使用料及び賃借料は、36万3,000円の減額です。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当等は、33万6,000円の減額です。

節8旅費は、12万6,000円の減額です。

節24積立金は、8,891万6,000円の増額です。

以上で、令和2年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

加藤議長

これより質疑に入ります。  
質疑の通告がありましたので、発言を許します。  
3番、坂林たくみ議員。

坂林議員

3番、坂林たくみ。質疑いたします。  
歳出の2款1項1目の期末手当42万1,000円の減額は、議案第6号による一般職の期末手当削減でしょうか。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。  
議員のご指摘のとおり、職員21名分の期末手当より引下げ分として0.05か月分の減ずる金額となります。

加藤議長

これにて、3番、坂林たくみ議員の議案質疑を終わります。  
以上で通告による質疑は終わりましたので、これより討論・採決に入ります。  
議案第7号「令和2年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）」、反対討論を許します。  
次に、賛成討論を許します。  
ほかにございませんか。  
討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。  
議案第7号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。  
よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。  
日程第6、議案第8号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題とします。  
提案者の説明を求めます。  
加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

議案第8号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について」でございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第290条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合同約を変更することについて協議する必要があるからです。

施行期日といたしましては、令和3年4月1日から施行となります。

加藤議長

議案第8号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、これより討論・採決に入ります。

議案第8号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について」、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

ほかにございませんか。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第8号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了しました。

ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし。」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、議長に委任することに決しました。

以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

管理者閉会挨拶、井俣管理者。

井俣管理者

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会に上程させていただきました3議案につきましては、慎重なるご審

議を賜り、いずれも原案どおりご議決をいただき、誠にありがとうございます。

また、本臨時会の会議時間外での開会につきましてご配慮いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年も残すところあと一月となりました。最近になり、新型コロナウイルス感染症患者数がまた一段と増えておりますが、職員ともども一層、私どもも気を引き締め努めてまいりますので、議員の皆様にはご支援、ご協力をお願い申し上げます。

また、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、一層のご活躍をされますよう心からお祈り申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

加藤議長

私からも、本臨時会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、慎重審議を賜り、議会進行につきましても皆様の協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

今後とも皆様のご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和2年第1回尾三衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

岸書記

ご起立をお願いいたします。

一同、礼

ご着席ください。

ありがとうございました。

(閉会午後5時57分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和2年 / 2月 24日

議長

加藤 達雄

署名議員

熊田 彰夫

署名議員

山田 久美